老人医療受給者の皆様

収ボックスを設置しました、領石、岡豊)に電池は 資源のリサイクル活動に皆さ 3一環として市内な環境にやさしい和 のご協力を 南国・上 前浜、 小龍、野田・ お願 10局の 郵 里改田・ 便局活動 た の 郵

便

電気の安全

8月は電気使用安全月間

電気事故は夏季に集中して発生

電気の安全は、電気を使うあな

考えていますか?

たの正しい知識が大切です。

四国電気保安協会山田支所 0887 - 52 - 0514)

お問い合わせは

しています。

8月1日より

電池回収します

郵便局に 電池回収ボックス!



佐電ドリームサー

問い合わせは

832.210

)まで

保健課給付係 申請先、 8 8 0 ・6556)まで お問い合わせは

ドライバーの皆さまのご理の表示をしています。 一般

の

とご協力をお願いし

ります。

また、午前

を「

市立スポー

- ツセンター: 午後の各2

経 便

由」 で運行してい

ますので更新手続きをお願 限が15年7月31日となってい

付を受けている方は、

有効期

の交

また、14年度に認定証月の初日から認定)。

の交付を受けて下さい

、は入院予定の方は、該当する方で、入院

入院中も

認定証 (申

一佐電ドリー

ĺ, 乗降バ ハス導

ムバス~

び前部には「フリー乗降べてがあります。バスの後部およります。バスの後部およります。バスの後部およります。バスが停車する場合は、 おいて、自由に乗降できる前から久枝終点までの区間に春野赤岡線 (旧道) 琴平神社 ることになりました。 しています高知医大~後免町 フリー 久枝線について、 |佐電ドリー 乗降バス」 ムバスで運 を 県道 運行す 14

ます。び食事代の負担が少なくなり

)病院へ提示すると医療費及

院されたとき、

減額の認定証

民税非課税世

一帯の方が入

国民年金保険料 納め忘れはありませんか?

まで

保険料の納め忘れ(未納)があると、老齢基礎 年金の年金額が少なくなったり受けられなくなっ たりします。また、もしものときの障害基礎年金 ・遺族基礎年金が受けられなくなる場合がありま す。納め忘れがあった場合、さかのぼって支払う ことができるのは2年以内に限られ、2年を超え ると納めることができません。

*保険料の納付が困難な場合、保険料免除の手続 きをしましょう (免除の対象となるのは、市役 所に申請した前月分からになります)。

保険料を未納にしておくのと、免除の扱いにす るのとでは将来受ける年金額に大きな差ができ ます。未納期間は年金を受けるための期間には 含まれず、将来受ける年金額に全く反映されま せん。

保険料免除が認められると、年金を受けるため の期間に含まれ、その期間の年金額は、全額免除 の場合は3分の1、半額免除の場合は3分の2で 計算されます(半額免除は残りの半額を納めない と未納になります)。免除期間の保険料は10年ま でさかのぼって納付できます(追納)。ただし、 2年以上経過した分については免除された当時の 保険料に一定の率を掛けた金額になります。

*追納した期間は、本来の年金額として計算され ます。

老齢福祉年金を受けている方へ

国民年金保険料の納付期限は、翌月 の末日です。忘れず納めましょう。

平成15年度の年金額は、据え置き措置がとられ ていた過去3カ年度とは異なり、保険料を負担す る現役世代の賃金の低下傾向が明らかになったた め、全国消費者物価指数の下落分(-0.9%)1年 分のみの改定を行うこととなりました。そのため、 老齢福祉年金の額についても年額408,300円に引き 下げられました。

- *年金の支払いは、毎年4月・8月・12月(受給 権者が請求した場合は11月)の3回です。支払 月の11日(11日が土・日曜日の場合は、その前 日)以降に郵便局に年金証書と印鑑を持って行 き、支払いを受けることができます。
 - 15年8月の支払いは11日(月)からです。
- *なお、本人・配偶者・扶養義務者に一定額以上 の所得がある場合、その年の8月分から翌年7 月までの年金の支給が制限されます。

年金証書の提出について

今年8月に老齢福祉年金を受け取ったら、年 金証書を市役所年金係に提出してください(提 出用の封筒は郵便局に用意してあります)。証 書の提出が遅れると次回の支払期限までに証書 をお返しすることができず、年金の支払いが遅 れることがありますので注意してください。

お問い合わせは

市民課年金係(880 - 6555)

864-1111) 南国社会保険事務所(

ごみ出しは定められた日に!



★ ビン・雑ごみ・ペットボトルの収集

★ こノ・粧こみ・ヘットルトルの収集					
日	曜	地 区			
8/1	金	立田			
2	土	田村			
4	月	十市(南部)			
5		片山、里改田			
6	水	浜改田			
7	木	久枝(開田を除く)、下島、前浜			
8	金	田井、八木、山崎、竹中、関、西野々、住吉野、 伊達野、大埇団地			
9	土	篠原、明見			
11	月	下咥内、物部、開田			
12	火	稲生			
13	水	能間、野田口、朝日町、城陸、榎田町			
14	木	稲吉、西窪、新川			
15	金	北小籠、東山町、幸町、元町 、小籠1~2丁目、 8区(たちばな団地・小篭団地を含む)			
16	土	祈年、東崎 (東部·西部)、駅前町			
18	月	野田(西野田町1丁目を除く)			
19	火	後免町、東崎西部改良住宅、日吉町、西野田町1丁目			
20	水	白木谷、蒲原団地、蒲原住宅			
21	木	陣山、三畠、上末松、下末松、西山、上廿枝、 西島、古市			
22	金	奈路、瓶岩、領石、植野			
23	土	十市(北部)、緑ケ丘			
25	月	国分、比江、左右山、岩村			
26		笠ノ川、八幡、小蓮、定林寺、滝本、蒲原			
		常通寺島、中島、吉田、江村、小篭、三軒屋(長岡小籠)			
28	木	久礼田、植田			
9/1	月	十市(南部)			
2	火	片山、里改田			
3	水	浜改田			
4	木	久枝 (開田を除く)、下島、前浜			
5	金	立田			
		ガール プニュイットウロク壮ギの原告ュニ			

^{*}ペットボトル・プラスチック容器包装類の収集ステー ションは、可燃ごみを収集しているステーションです。

★ 紙類・布類の収集 (新聞紙・雑誌・紙パック・古着)

見 一人 大人 一人 大人 一人 人	944未 (利用心・社部・心ハッノ・ロ省)
とき	地 区
8月4日・18日 (第1・3月曜日)	十市(北部)、緑ヶ丘、稲吉、新川、西窪、 野田口、能間、城陸、榎田町、朝日町 (吉本小児科前を除く)
8月5日・19日 (第1・3火曜日)	下島、田村(パイパス南) 浜改田、久枝、前浜、物部(下咥内を除く)、野田、後免町 吉本小児科前
	植田、植野、瓶岩、久礼田、才谷、宍崎、 白木谷、外山、奈路、八京、領石、 三軒屋(長岡小籠)、東山町、幸町、元町、 小籠1~2丁目、8区、小篭団地
8月11日・25日 (第2・4月曜日)	稲生、片山、里改田、十市(南部)、田井、 八木、山崎、竹中、関、西野々、住吉野、 大埇団地 、篠原、明見、伊達野
8月12日・26日 (第2・4火曜日)	上末松、上廿枝、国分、北小籠、三畠、 下末松、陣山、左右山、西島、西山、比江、 古市、立田、田村(パイパス北) 岩村、下咥内
8月13日・27日 (第2・4水曜日)	笠ノ川、蒲原、小蓮、常通寺島、定林寺、滝本、中島、八幡、岡豊町小篭、吉田、江村、祈年、 東崎、駅前町、日吉町、東崎西部改良住宅
9月1日・15日 (第1・3月曜日)	十市(北部)、緑ヶ丘、稲吉、新川、西窪、 野田口、能間、城陸、榎田町、朝日町 (吉本小児科前を除く)

★ カン・金属類の収集

日	曜	地 区
8/1	金	笠ノ川、八幡、小蓮、定林寺、滝本、蒲原(団地・住宅を含む)
2	土	中島、常通寺島、吉田、江村、小篭、三軒屋(長岡小籠)
4	月	片山、里改田、浜改田
5		領石、植野、久礼田、植田
6	水	野田口、能間、城陸、榎田町、朝日町、西窪、新川、稲吉
7	木	田井、八木、山崎、竹中、関、西野々、住吉野、 大埇団地 、篠原、明見、伊達野
8	金	後免町、野田
9	±	陣山、三畠、上末松、下末松、西山、上廿枝、西島、古市
11	月	十市(南部)
12	火	東崎(東部·西部)、日吉町、駅前町、東崎西部改良住宅
13	水	東山町、幸町、元町、小籠1~2丁目、8区、祈年、小篭団地
14	木	立田、田村
15	金	笠ノ川、八幡、小蓮、定林寺、滝本、蒲原(団地・住宅を含む)
16	土	中島、常通寺島、吉田、江村、小篭、三軒屋(長岡小籠)
18	月	片山、里改田、浜改田
19	火	領石、植野、久礼田、植田
20	水	野田口、能間、城陸、榎田町、朝日町、西窪、新川、稲吉
21	木	田井、八木、山崎、竹中、関、西野々、住吉野、 大埇団地 、篠原、明見、伊達野
22	金	奈路、瓶岩、白木谷
23	土	国分、比江、左右山、北小籠
25	月	下咥内、物部、開田
26	火	久枝(開田を除く)、下島、前浜
27	水	稲生
28	水	十市(北部)、緑ケ丘、岩村
9/1		片山、里改田、浜改田
2	火	領石、植野、久礼田、植田
3	水	野田口、能間、城陸、榎田町、朝日町、西窪、新川、稲吉
4		田井、八木、山崎、竹中、関、西野々、住吉野、 大埇団地 、篠原、明見、伊達野

^{*9}月からプラスチック容器包装類は、毎週収集に変わります。 収集曜日が変わる地区があります。詳しくは別添のチラシで 確認してください。

★ ダンボール・プラスチック容器包装類の収集

とき	地 区			
8月7日・21日 (第1・3木曜日)	十市(北部)、緑ヶ丘、稲吉、新川、西窪、 野田口、能間、城陸、榎田町、朝日町 (吉本小児科前を除く)			
8月1日・15日 (第1・3金曜日)	下島、田村(パイパス南)浜改田、久枝、前浜、物部(下咥内を除く)、野田、後免町 吉本小児科前			
8月3日・16日 (第1・3土曜日)	植田、植野、瓶岩、久礼田、才谷、宍崎、 白木谷、外山、奈路、八京、領石、 三軒屋(長岡小籠)、東山町、幸町、元町、 小籠1~2丁目、8区、小篭団地			
8月14日・28日 (第2・4木曜日)	稲生、片山、里改田、十市(南部)、田井、 八木、山崎、竹中、関、西野々、住吉野、 大埇団地 、篠原、明見、伊達野			
8月8日・22日 (第2・4金曜日)	上末松、上廿枝、国分、北小籠、三畠、 下末松、陣山、左右山、西島、西山、比江、 古市、立田、田村(パイパス北) 岩村、下咥内			
8月9日・23日 (第2・4土曜日)	笠ノ川、蒲原、小蓮、常通寺島、定林寺、滝本、 中島、八幡、岡豊町小篭、吉田、江村、祈年、 東崎、駅前町、日吉町、東崎西部改良住宅			